

現場説明会を行わない場合の入札事務試行運用基準について

都市整備課長

第1 目的

この試行運用基準は、現場説明会を行わない場合の入札事務の適正かつ円滑な執行のため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この試行運用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 設計書等 図面、仕様書(特記仕様書を含む。)、設計書、見積りに必要な資料及び現場説明書並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (2) 指名業者等 指名競争入札及び随意契約において、入札への参加又は見積書の提出を指名した業者
- (3) 配布 設計書等を閲覧に供するために行う「無償による写しの交付」をいう。
- (4) 頒布 設計書等を閲覧に供するために行う「有償による写しの交付」をいう。

第3 対象

指名競争入札及び随意契約で2者以上指名するもの。

第4 入札執行等

1 指名通知の方法

- (1) 指名業者等への通知は、指名業者等があらかじめ指定した事務所へ指名通知書(別記様式第1号)又は見積通知書(別記様式第2号)(以下「指名通知書等」という。)を郵送、電子メール又はファクシミリその他、適切な方法により通知する。
- (2) 指名通知書等の送信は、1件ごとに行うものとする。
- (3) 指名通知書等は公印を押印しファクシミリで送信したものを正本と扱うことができる。ただし、指名業者等から求めがあれば公印付の指名通知書等を窓口で交付できる。
- (4) 指名業者等の受領確認書の提出方法は、持参による提出、電子メール、又はファクシミリにより、指名通知書等を受領した旨を契約所管課へ通知しなければならない。

2 設計書等の閲覧等の方法

- (1) 設計書等は閲覧、貸出し、配布又は頒布その他適切な方法により指名業者等への閲覧に供する。
- (2) 設計書等の閲覧等は、指名業者にのみ行うものとする。

3 設計書等の閲覧

- (1) 閲覧場所は、指名通知書に記載すること。
- (2) 閲覧期間は、指名通知日又は見積通知日から入札日等の前日までとする。
- (3) 閲覧は、契約所管課において町の勤務時間内に行わなければならない。
- (4) 閲覧申請は、閲覧等申請書(別記様式第3号)により行う。

4 設計書等の貸出し

- (1) 貸出し場所は、指名通知書に記載すること。
- (2) 貸出し時間は3時間以内とし、貸出し日の勤務時間内に返却するものとする。

- (3) 貸出し期間は、指名通知日又は見積通知日から入札日等の前日までとする。
- (4) 貸出し申請は、閲覧等申請書（別記様式第3号）により行う。
- (5) 貸出しを受けた設計図書は、指名業者等の費用の負担で複写できるものとする。

5 設計書等の配布（無償）

- (1) 配布場所は、指名通知書に記載すること。
- (2) 配布は勤務時間内に行うものとする。
- (3) 設計書等の交付を受けた指名業者等は、受領書を契約所管課に提出するものとする。
- (4) 設計書等は郵送することができる。

6 設計書等の頒布（有償）

- (1) 頒布場所は、指名通知書に記載すること。
- (2) 頒布は勤務時間内に行うものとする。
- (3) 設計書等の交付を受けた指名業者等は、受領書を契約所管課に提出するものとする。
- (4) 設計書等は郵送することができる。
- (5) 設計書等の頒布及び郵送に要する費用は、指名業者等の負担とする。

7 設計書等に関する質疑

- (1) 指名業者等は、設計書等に関する質問があるときは、契約所管課に対して質問書（別記様式第4号）を提出するものとする。
- (2) 前項の質問書の受理は、契約所管課長が行うものとする。
- (3) 質問書の提出方法は、持参による提出又は事前に契約所管課に対する電話連絡を行った上で郵送、電子メール又はファクシミリによる提出に限るものとする。

8 設計書等に関する回答

- (1) 質問書の提出があったときは、当該質問内容、回答等について、設計図書等に関する質問回答通知書（別記第5号様式）により契約所管課長が通知又は閲覧により行うものとする。
- (2) 前号の通知をするときは、指名業者全員に質疑内容及び回答を閲覧、郵送、電子メール又はファクシミリにより通知する。
- (3) 回答は随時行うことができる。
- (4) 質問内容が重複している場合は、内容をまとめて回答することができる。

第5 その他

1 指名業者及び指名業者数の公表

指名業者名及び指名業者数については、入札及び見積合わせの執行前に事前公表をしないこと。

2 現場説明会

現場説明会は原則として行わないものとする。ただし、町長が必要があると認めたときは、現場説明会を行うことができる。この場合、指名通知書等にその方法を記載すること。

3 施行期日

この試行運用基準は、令和2年4月1日から適用する。